

2026年5月8日

株主各位

東京都新宿区西新宿6丁目24番1号
三井住建道路株式会社
代表取締役社長 蓮井 肇

株式売渡請求の承認に関する公告

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する特別支配株主である三井住友建設株式会社（以下「三井住友建設」といいます。）から、2026年5月8日付で、当社の株主（但し、三井住友建設及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）の全員に対し、その所有する当社の普通株式（以下「本売渡株式」といいます。）の全部を三井住友建設に売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）する旨の同法第179条の3第1項に基づく通知を受け、同日付の当社取締役会において、本株式売渡請求を承認することを決議いたしましたので、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。）第161条第2項及び会社法第179条の4第1項の規定により、下記のとおり公告いたします。

記

- 特別支配株主の名称及び住所
名称：三井住友建設株式会社
住所：東京都中央区佃2丁目1番6号
- 特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第179条の2第1項第1号）
該当事項はありません。
- 本株式売渡請求により本売渡株主に対して、本売渡株式の対価として交付する金銭の額又はその算定方法及びその割当てに関する事項（会社法第179条の2第1項第2号及び第3号）
三井住友建設は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本株式売渡対価」といいます。）として、その所有する本売渡株式1株につき2,000円の割合をもって金銭を割当交付いたします。
- 新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第179条の2第1項第4号）
該当事項はありません。
- 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第179条の2第1項第5号）
2026年6月2日
- その他の本株式売渡請求に係る取引条件（会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第2号）
本株式売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法（本株式売渡対価の交付について三井住友建設が指定したその他の場所及

び方法があるときは、当該場所及び方法)により、当該本売渡株主に対して本株式売渡対価を支払うものとします。

以 上